訪 問 介 護 Q & A

2004/6/30

	質問	回答
Q 1	朝一番に受診受付等をして、院内待ち時間の短縮化に努力してお	本来であれば、院内については、医療による対応がなされるべきであるが、
	りますが、それでもヘルパーサイドの努力では実現できない部分	対応が難しい場合もあるので、病院(受診科)への確認が必要と考えられ
	が多くあります。現状として病院の体制でどこまで協力対応が可	る。また、ボランティア等へ依頼するならば、診察結果などの報告につい
	能なのか受け皿を明確にしてほしい。又、ボランティア対応や職	ても含めて依頼するべきと考える。
	員の方々に依頼するとするならば、利用者の家族からのコメント	サービス担当者会議において、利用者の心身の状況から判断し、院内でも
	や連絡事項や受診時の検査結果、薬の変更、今後の治療方針など	常に介助が必要とされる場合は、一連の通院乗降介助(介護タクシー)ま
	の家族対応も責任の一つとして行ってほしいと考えるが今後のご	たは身体介護による通院介助として、ケアプラン、訪問介護計画書等に位
	教示願いたい。	置づけられることで利用できると判断する。
Q 2	「提供票」においてサービスを提供していく中で、実際に居宅に	利用者については、契約書の内容によりキャンセル料が発生する可能性は
	何った場合「入所した」「緊急入院した」「ショートステイ利用中」	あるが、このケースは、ケアマネが本人(家族)からの身体の状態の変化
	等と言われ、ケアマネージャーにつたえておいたと言われた場合	やスケジュールの変更等の連絡を事業所にしなかったため、と考えられる
	のキャンセル料及び、その責任をどう理解処理したらいいか。	のでケアマネの責任の度合いに関しては、事業所間の話し合いにより解決
		していただきたい。
Q 3	「具合悪いので介護タクシーで大至急病院へ」とケアマネージャ	状況の詳細が不明であるが、緊急車両での対応が考えられる。基本的に計
	ーに要請され2人ヘルパー対応の場合でも、結果的に入院になっ	画にない介護タクシーは算定できない。
	てしまった場合、入院の結果を報告すると「入院だとすれば普通	介護保険を利用しなくても一般のタクシーで対応可能と考えられる。
	料金で。」と、判断されてしまうと2人ヘルパー対応に対して評価	
	的な配慮などはないものでしょうか。	
Q 4	身体介護(特に院内)において実績報告の後で給付が判断・決定	サービス担当者会議において、利用者の心身の状況により、必要なサービ
	されるとすれば、今後提供事業所も減少すると考えられるが(マ	ス内容を決定し、予め計画に位置づけられているはずなのでこのような実
	イナスサービスになる為。) その点において方向性を教えてくださ	績において給付が判断されることは想定されない。
	い。対応等。	
	<u> </u>	1

Q 5	他事業所のヘルパー自家用車で乗車し、温泉、受診介助、買い物 等見受けられますが、算定の仕方を教えてください。	詳細が不明ですが、違法の可能性があります。
Q 6	緊急時において夜間や早朝及び土日祝日等の希望があります。ケアマネージャーに連絡が取れないという形での対応になる場合、今後どのように対応したらいいのか考えてしまいます。(事業所としてケアプランを強制しているような気がして。)	事業所としては、緊急時の連絡体制が整備されている必要があり、予めサ ービス担当者会議で連絡・協力体制や対応を取り決めておく必要がある。
Q 7	定期的な形でモニタリングや評価等ケアマネージャーから求められますが、2~3ヶ月に1回、2ヶ月に1回のみの利用者等についても必ず必要なものか。サービス提供事業所として数ヶ月に1回でも当然必要と理解したらいいのでしょうか。(乗降等でも。)	訪問介護の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこともあるので当然と考える。
Q 8	利用者が「ケアマネージャー担当者に連絡を入れても不在が多く、 特に休日は全く対応してもらえない現実があり困る。」と、相談が 多数ありますが、担当者としての直接的な連絡体制及び説明を充 実させてほしいと思います。	Q6と同様に事業所としては、緊急時の連絡体制が整備されている必要があり、予めサービス担当者会議で連絡・協力体制や対応を取り決めておく必要がある。
Q 9	介護タクシーの通院介助においてですが、待ち時間の極小化の為、 受付を朝にすませ9:00~通院介助、往復車中40分+待ち時間(内科と整形)60分、診察20分、薬30分とした場合、車中と待ち時間は身体と認められないとありますが、その内容はトイレ介助、容体の確認、次の診察の移動、話し相手、会計の伝票取り支払い、水分補給、薬の受け付け・受け取り等ありますが、その時間の算定は出来ないのでしょうか。	訪問介護の所要時間と所定単位数を参照。 往復車中については、通院乗降等介助であれば、ヘルパーは運転中なので 算定不可。ヘルパーが付き添う場合は、介助が必要であると判断された時 間については算定可能。 自立生活支援のため見守り的援助にあてはまらない単なる待ち時間は算 定不可。

Q 1 0	記入例3について ~ 訪問介護計画に位置つけられた時間とさ	Q9と同様。
	れていますが、病院は受診してみないと分からない時間もありま	介助時間を延長すべき場合には、再度会議において計画の変更について検
	す。たとえば急患のため先生の不在、遅れ、患者さんが多すぎる、	討する。自立生活支援のため見守り的援助にあてはまらない単なる待ち時
	急に検査が必要、点滴が必要などの理由で待ち時間が長くなった	間は算定不可。
	場合、利用者の容体を気遣いながらの付き添いとなりヘルパーは	通院乗降等介助では待ち時間の長さに関係なく 100 単位となる。
	拘束されますが算定は出来ないのでしょうか。	
Q 1 1	乗降介助の場合ですが、通院の帰り、急に買い物に出かけたいと	今後の計画に位置づける必要があるか、本人等へ確認し、サービス担当者
	いう方もおります。短時間ですむ方はいいのですが、中には1時	会議で検討し、計画の変更を行うことは可能。
	間近くになってしまう方もおります。次の予定の利用者の方に迷	しかし、急な申し入れに対して、スケジュール的に都合が付かない場合は
	惑がかかりますので一応は説明するのですが、なかなか理解して	断ることもやむを得ないと考える。本人家族も交え、制度でできることで
	下さいません。そういう場合のご教示お願いします。	きないことを説明し理解を求めるよう努めていただきたい。
Q 1 2	退院に関してですが、4月から介護保険が使用できなくなりまし	平成16年5月11日付けの保険者としての解釈通知にもありますが、介
	たが、タクシー使用ですとヘルパー資格のない運転手が伺う事も	護保険外での手段を検討し、すべて不可能な場合のみ特別な事情として利
	あります。要介護4,5の場合、リクライニング使用の車椅子+	用できると判断している。
	患者=80キロ以上(特に男性)になります。2人で持ち上げ玄	
	関に入りますが、1人でベットまで移乗というのは無理です。(特	
	に老夫婦だけでしたら手伝ってくれる方もいません。) 場合によっ	
	ては使用できると伺いましたが、その位置付けをご教示お願いい	
	たします。	

Q 1 3	訪問してサービスを提供している利用者さんが通院介助を希望し	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の 1-3-3 通院・
	ております。その場合、病院玄関での待ち合わせとしており、病	外出介助にあてはまらず、基本的には院内の介助は病院の管轄になるので
	院内のみ介助を行っております。(家族の送迎。)当事業所では、	院内のみでの介助は算定不可。
	このようなサービスへの確認を得る為、あくまでも自宅から自宅	ただし、個々の事情がありさまざまな状況が想定されますので、判断に迷
	へが適切である事を、ケアマネージャーにお話ししたところ、そ	う場合はご相談いただきたい。
	のような指導はされておらず、今まで通りのサービスを行ってほ	
	しいと指示されました。これに関してのご意見をお伺い致したい	
	と思います。宜しくお願い致します。	
Q 1 4	身体介護でサービスを提供する利用者に対してバイタルチェック	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の 1-0-1 健康チ
	を行っていたのですが、医療行為になるからヘルパーは行っては	ェックとしてサービス提供前に行うのであれば差し支えない。
	いけないと教えられました。居宅のケアマネージャーにはサービ	入浴介助の場合も健康チェックの結果を本人または家族に報告し、清拭へ
	ス計画書にバイタルチェックが必要という内容が記載されていれ	の変更などを提案することはできるが、あくまでも本人または家族が判断
	ば行ってもよいと言われたり、きっぱり行ってはいけないと言わ	することになる。別紙1参照。
	れたり意見がバラバラなんですがやっぱり行ってはいけないんで	
	しょうか。入浴介助の場合はどうなんでしょうか。	
Q 1 5	サービスを提供する場合、医療行為にかかわらず、やっていいこ	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」ならびに別紙1
	と、やってはいけないことなどの明確な範囲を教えて下さい。	参照。
Q 1 6	通院介助が終った後、利用者から離れて薬取りする部分について	所要時間が30分未満では生活援助は算定できない。
	は生活になるようですが、薬取りが30分以内でも生活1として	待ち時間は算定対象外なので薬取りだけでは算定できない。
	とれるのでしょうか。逆に30分以上になった場合は生活2とし	ただし、一連のサービス行為(通院介助)とみなし計画に位置づけた場合
	てとれるんでしょうか。	は身体介護中心型に生活援助加算として算定可能。
Q 1 7	薬の受け取りについて(診察券出し~薬の受け取り~自宅)	待ち時間は通院介助と同様に算定できない。
	受付をして薬ができるまでの待ち時間は生活援助サービスで算定	移動時間は算定の対象となる。
	して良いか。	

Q 1 8	通院介助について	Q 1 0 と同様。
	通院介助の待ち時間は、サービス時間に含まれないと解釈されて	
	いますが、ヘルパーの拘束時間の扱いはどうしたらいいのでしょ	
	うか。	
Q 1 9	調理について特別食(刻み食)の調理で1時間かかりますが、刻	刻み食は特別食ではなく、生活援助として調理の時間を算定することにな
	んでいる時間が20分はかからない場合は身体介護の算定はでき	る。 「特段の専門的配慮をもって行う調理」については、医師の指示等
	ないのですか。	に基づき適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食、
		胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)
		等を想定しているものです。
Q 2 0	申請日にさかのぼりサービスを提供する場合、介護保険事務所に	暫定のケアプラン等をたてる場合であれば、ケアカンファレンスをし、提
	利用者の介護認定調査の事務所を聞くと、知らせることは出来な	供事業者であれば、ケアマネに確認すべきものと考える。
	いと言われる。規則としてはどうなのでしょうか	調査員は調査内容を第3者に提供することはできない。
Q 2 1	訪問診療に関して。医師が訪問診療を行っている方が、デイサー	二重に請求されているのであれば、適正でない可能性がある。
	ビス、ショートステイを利用している場合、自宅で診療するので	県回答~訪問診療については、外出不可の方が対象ですので適正ではあ
	はなく、施設に医師が来て診察しているケースがあります。介護	りません。
	保険上、適切でないと思うのですが、どういう対応をしていけば	対応については、個別にご相談いただきたい。
	良いのでしょうか。	
Q 2 2	以下の事柄でヘルパーが関わることの出来る範囲はどこまでか。	直接本人の援助に該当しない行為であれば、提供できないことを説明し理
	・本人の分量にしては多いと思われる量の調理、買い物を依頼さ	解を得ることが必要と考える。
	れた場合。	
	・調理も本人の好みより、家族の好みを要求された場合。(女性	
	利用者)	

Q 2 3	医療行為と思われる介助を依頼された場合の対応について	訪問介護の医療行為については別紙1、2参照。
	・入浴、清拭、おむつ交換の後のガーゼ交換や褥瘡処置(軟膏塗	- - 県回答~これらの行為は医療行為ではないと考えます。
	布)、湿布などについて対応してもよいか?	
Q 2 4	家族不在時に以下のサービスを依頼された場合について対応して	訪問介護の医療行為については別紙1、2参照。
	もよいか?	県回答~経管栄養につき自ら洗ったりする行為は医療行為には当たり
	・経管栄養の見守り 水分補給 後始末	ません。すべて医療行為というわけではありません。
	・吸引、吸入等	吸引、吸入等はすべて対応不可です。
Q 2 5	通院介助について	・単なる待ち時間は、算定できないが、サービス担当者会議で必要と判断
	・長時間の待ち時間を含む、介護内容の詳細リストがあれば対応	された介護内容の詳細リストにある介助については、計画に位置づける
	してもよいのか。	ことで提供、算定可能と考える。
	・1日数回訪問を提供する際、2時間は空けて訪問するように言	・概ね 2 時間とされており、「概ね」の具体的内容については特に規定し
	われているが、通院により時間が延長し次の訪問時間まで2時間	ておらず、利用者個々人の身体状況や生活実態等に応じて判断された
	ない場合はどうするか?	ιι _°
Q 2 6	訪問介護の介護タクシーについて、介護タクシー事業者が「安い」	安いという理由で利用できるものではありません。研修会及び解釈通知等
	という理由で乗降介助を勧めていますが、プラン作成時には定義	により対応していきたい。利用者への周知も広報等を通じて行っていきた
	付けなどが困難な場合があります。Q&Aなどを見ても分かりず	l1 _o
	らいことが多く、訪問介護事業者の方もタクシー利用の有無をよ	
	く理解していない方がいます。もう少し介護タクシーの要点を分	
	かりやすく記載し、全事業者並びに利用者に通知出来ないもので	
	しょうか?	
Q 2 7	医療従事者の方々が安易に介護タクシーの利用を促すことが多々	実態を確認した上で適正に利用されるよう医療関係者にも周知等をして
	あります。利用者にとって医師の言うことは絶対というところも	いきたい。
	あるので、医師会などにもよく説明して欲しいものです。(医師	
	会の方々全てではありませんが。)	

Q 2 8	ショートステイ利用中、服薬していた薬が途中でなくなった時、	基本的には配置医師が処方することになる。
	それまでの主治医から継続して処方してもらえるのか?それとも	ケアマネは、入所前に主治医と連携をとり、利用者の処方など医療に関す
	施設の嘱託医から処方してもらうのか?そうだとすると主治医、	る情報を計画に位置づけている必要があると考える。
	嘱託医間の連絡はどうするのか?	
Q 2 9	ホームヘルパーが病院の薬取りを依頼された際、主治医より利用	薬受けの援助行為に含まれると考える。
	者の状態報告を求められ、主治医と話をしてきた場合、生活援助	
	となるのか?	
Q 3 0	■ 乗降介助における院内の誘導、介助はどの程度まで可能か?算定 ■ 乗降介助における院内の誘導、介助はどの程度まで可能か?算定 ■ 乗降介助における ■ ■ 乗降介助における ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	基本的には、受付後の受診科への移動介助までであるが、利用者の心身の
	時間等の規定はあるのか?	状態において、場合によっては院内介助も可能である。(含めて 100 単位)
Q 3 1	介護度が低い方でも、歩行が不安定であり院内での介助が必要な	単なる待ち時間ではなく、自立生活支援のための見守り的援助であれば、
	場合や、痴呆症状のため、目が離せない状態であるなど、常に見	サービス担当者会議において、利用者の心身の状況に応じて必要と認めた
	守り等必要な場合は、その理由をケアプランに取り入れれば待合	上でケアプランに位置づけ、提供したならば算定可能と考える。
	い時間も算定可能か?	
Q 3 2	訪問介護事業所により、サービス内容にばらつきが見られるが、	保険者として、解釈の統一をはかるよう努力していきたい。今後も開催を
	禁止事項等、もう一度、各事業所のサービス提供責任者が集まり	検討していくが、各団体での対応も可能と考える。
	話し合いを持つなどして統一をはかって欲しい。(保険者で研修	
	などを企画していただきたい。)	
Q 3 3	訪問介護サービスで計画した時間の内におさまる様、サービス内	このケースのように、対応技術が不足などの事業者が原因で時間を延長せ
	容も話し合っているのですが、担当するホームヘルパーにより時	ざるをえないのであれば、算定不可と考える。
	間内で終らず10分程度オーバーしてしまう事が多くあります。	原則、計画に位置づけられた介助内容に対する時間を算定することにな
	もともと訴えの多い利用者なので、時間オーバーしやすいのです	వ .
	が、対応技術が不足している様にも思えるのですが、そういう場	ただし、利用者の状態の変化等であれば、サービス担当者会議において検
	合の実績の取り扱いについて、所要時間をそのまま実績として扱	討し、計画の変更をすることも可能である。
	っていいのかご教示頂けないでしょうか	